

令和3年度

新エネ・省エネ機器設置及び省エネリフォーム を実施する方を対象に補助金を交付します！

沼津市では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量削減のため、既存の住宅において、新エネ・省エネ機器を新たに導入設置される方及び省エネリフォームを実施する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象メニュー

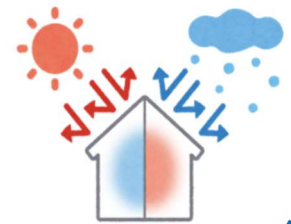
<対象機器設置>

1. 太陽光発電システムと、
定置用リチウムイオン蓄電池
またはV2H対応型充電設備
との同時設置
2. 自然循環型太陽熱温水器の新規設置
3. 強制循環型太陽熱利用システム
の新規設置
4. 家庭用燃料電池の新規設置



<対象リフォーム工事>

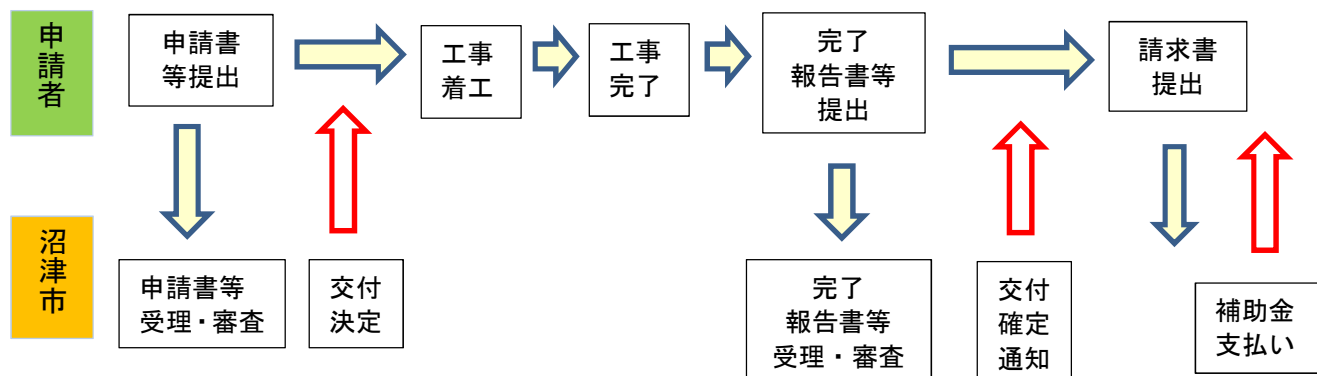
1. 床、壁、天井の断熱工事
2. 窓の断熱工事



■既存住宅 補助対象工事及び補助金額

	補助対象工事の種類	補助金額
機器設置 (新規設置のみ対象)	①太陽光発電システム ②定置用リチウムイオン蓄電池 ③V2H対応型充電設備 の同時設置（①は必須、②③は選択可）	①+② ①+③ ①+②+③ } のいずれかで一律10万円
	自然循環型太陽熱温水器	一律2万円
	強制循環型太陽熱利用システム	一律2万円
	家庭用燃料電池(エネファーム)	一律4万円
リフォーム	30㎡以上の床・壁・天井の断熱	施工面積10㎡当たり1万円(上限6万円)
	0.8㎡以上の窓の断熱	施工面積0.8㎡当たり5,000円(上限4万円)

補助金交付の流れ



※申請は原則として工事着工予定日より7日前までに限ります。

受付方法

令和3年4月1日（木）から令和4年3月24日（木）まで

※令和4年3月31日（木）までに、工事を完了して実績報告を行い、すみやかに請求書を提出できる場合に限り、（3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。）

※申請は原則として工事着工予定日より7日前までに限ります。

※予算がなくなり次第終了となります。

※提出書類の不備等により、申請の受付及び交付決定が遅れることがありますので、余裕をもって申請してください。

※原則、市役所7階 環境政策課申請窓口にご持参ください。

※市では、設置又はリフォームを行う住所（申請箇所）に住民登録があることを確認し補助金を交付します。

問い合わせ先

環境政策課 環境企画係

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

TEL：055-934-4741 / FAX：055-934-3045

Mail：kankyo@city.numazu.lg.jp